

# 請 書

令和 8年 4月 1日

横浜市契約事務受任者  
契約番号 2628025052

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 松風学園 汚物除去機洗剤購入 4月分

契約区分 確定契約 概算契約（概算数量契約）

契約金額 

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						9	8	5	6	0

 ¥ 9 8 5 6 0

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					8	9	6	0	

 ¥ 8 9 6 0

免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
エレクトラック 汚物システム3 アルカリ除菌洗浄剤10L 汚物処理機用洗剤	4個	13,300	53,200
エレクトラック 汚物システム4 酸素系漂白剤 色物用10L 汚物処理機用洗剤	4個	9,100	36,400
合 計			89,600

納入場所（履行場所） 健康福祉局松風学園

納入期限（履行期限） 令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 5月 1日 まで

前 金 払 しない する

部 分 払 しない する

部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受取した日から起算して30日以内

契約約款の適用  物品供給契約約款 物品製造(印刷製本)請負契約約款  
委託契約約款 修繕請負契約約款  
賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。